第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号」に改め、同表第四十七条の八第二項の項を削り、同表第七十一条第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同条第二項の表第二条第二項第六号及び第七号の項中「第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十一条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十三条第一項」の下に「、第二項第三号、第三項及び第四項」を、「第四十五条第一項」の下に「、第四十五条の二第二項」を加え、「第四十八条の二十一第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」を「第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八条の二十四第一項及び第三項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「。第三項」の下に「第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条の七第一項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項の項中「第四十八条の七第二項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第四十八条の十七第二項の項次に次のように加える。

第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者」という。）
第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改める。

第十六条中「機構が」と」の下に「、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と」を加え、「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同条の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十六条、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十二、第四十八条の五十」に改め、同表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号」に改める。

第十八条第一項の表第三十四条の三第二号の項、同条第二項の表第三十四条の三第二号の項及び同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第七項」を「第八条第七項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第五条　法第五条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2　法第五条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一　貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二　貸付けを受ける自動運行補助施設設置者（法第五条第一項に規定する自動運行補助施設を設置しようとする者をいう。以下この号において同じ。）は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該自動運行補助施設設置者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設設置者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第五条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の三十二、第四十八条の五十」に改め、同表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号」に改める。